

平成28年12月21日

「確定給付企業年金実務基準」の改定

公益社団法人日本年金数理人会

平成28年4月8日の確定給付企業年金法施行規則の改正を受け、確定給付企業年金実務基準の改定を検討してまいりましたが、先般開催されました当会理事会において承認されましたので、ここに公表いたします。

本実務基準につきましては、平成28年11月18日に改定に関する草案を公開し、平成28年12月2日までコメントの募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討した上で公表するものです。

なお、当委員会に寄せられたコメントおよびそれに対する回答、ならびに、公開草案からの修正箇所は別紙のとおりとなります。

以上

別紙

【コメント】

公益社団法人日本年金数理人会
財政運営実務基準委員会 御中

いつも大変お世話になっております。

さて、平成 28 年 11 月 18 日付で公開されました「確定給付企業年金実務基準(改定案)」につきまして下記の通り意見を送付いたします。

(該当箇所)

規則第 58 条に定める最低積立基準額の増加見込み額の算定に当たり、実務基準では、

①積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法

ア 翌事業年度の最低積立基準額の見込み額

・以下の方法で算出することができる。

$$\begin{aligned} & \{ \text{当年度最低積立基準額} \times \{ (1 + \text{当年度予定利率}) / (1 + \text{翌年度予定利率}) \} \}^n - \\ & \{ \text{前年度最低積立基準額} \times \{ (1 + \text{前年度予定利率}) / (1 + \text{当年度予定利率}) \} \}^n + \\ & \text{当年度最低積立基準額} \end{aligned}$$

と定めている。

(意見)

当該算式を用いて特例掛金を計算すると翌年度の予定利率の低下分については 1 年間で償却することになる。

しかしながら、規則第 58 条第 1 項では当年度分の積立不足については積立比率に応じて 1/5, 1/10, 1/15 で償却することを求めているのに対し、当該算式を用いることで翌年度の予定利率低下分については一括償却をもとめていることは平仄がとれていないのではないかと。

また、非継続基準である以上、決算時点で発生した積立不足を償却すればよく、翌年度の予想分を償却することは不要ではないかとも思料する。

以上 2 点につき意見を送付させていただきます

(追伸)

当該部分は今回の改正部分ではないが、これまでの取り扱いについて違和感を感じるため意見するものです。

以上

年金数理人番号 133

望月 建

(所属法人 三菱UFJ信託銀行)

なお、当意見については個人的な意見であり所属法人の意見ではありません。

【回答】

ご指摘の件については公開草案作成時にも検討を行っていましたが、今回は改定を見送ることとしております。

【公開草案を修正した箇所】

	修正前	修正後
P.8の2行目の備考	<p>・合理的な理由の例示は、前記①又は②の方法を変更することができる場合の[合理的な理由の例示]の他、以下の例示も該当する。</p> <p>(例示)</p> <p>・非継続基準に抵触したとき</p>	<p>・合理的な理由の例示は、前記①又は②の方法を変更することができる場合の[合理的な理由の例示]の他、以下の例示も該当する。</p> <p>(例示)</p> <p>・ <u>平成28年4月8日付規則改正以後、初めて</u>非継続基準に抵触したとき</p>

以上